

(様式 10)

各 申 請 者 殿

岡山県教育庁生涯学習課 指定管理者担当
(FAX : 086-224-2035、TEL : 086-226-7596)

岡山県生涯学習センター指定管理者選定 質疑回答表

質問事項及び内容	回 答
<p>■利用料金の変更について 1) 「条例第9条に定める利用料金の基準額の見直しにより、募集期間中に利用料金の基準額を改定する場合があります。この場合、上記の指定管理料の限度額が変更になることがあります」とあるが、現在の急激な物価上昇や、最低賃金の値上げの中で、基準額の変更を検討しているか。</p>	<p>■お尋ねの内容については以下のとおりです。 1) 岡山県生涯学習センター条例第9条において定める利用料金の基準額につきましては、毎年度、物価変動率を踏まえて見直しの必要性の有無を判定しておりますが、本年度の改訂については未定です。</p>
<p>■プラネタリウムの安定した投影について 1) プラネタリウム設置時に機器設置会社から県へ提示されているプラネタリウム長期保全計画が繰り越されることが多くあるが、今後どのように整備していく考えか。 2) 近年プラネタリウム投影機の機械のハード面、特にコンピューター関係で不具合が起こる頻度が高くなっており、県から機器設置会社へプラネタリウムの長期的な安定投影ができる仕組み等の提案を働きかけることは可能か。</p>	<p>■お尋ねの内容については以下のとおりです。 1) 長期保全計画につきましては、劣化状況等に合わせ適宜見直しながら実施しているところですが、募集要項12にお示しするとおり、県において大規模な修繕が必要な設備があれば、必要な予算が確保できるよう努めてまいります。 2) プラネタリウム投影機器管理業務につきましては、業務明細書にお示ししているとおおり、不具合や故障が生じた際は指定管理者において適宜修理を行うとともに、正常に機能しないおそれが生じた場合等は速やかに県にご報告ください。プラネタリウムの長期的な安定投影ができる仕組み等の提案については、状況等に応じて県として必要な対応を検討してまいります。</p>